

2018年度  
生産性革命・人づくり革命・地方創生の実現  
に向けた規制・制度改革の意見



平成 30 年 3 月 15 日

日本商工会議所

# 目 次

基本的考え方	1
<b>I. 生産性革命（生産性向上・Society 5.0の推進）</b>	<b>2</b>
1. ビッグデータ利活用のための環境整備	2
①ビッグデータを利活用するための法整備等を行うこと	2
2. 労働力不足に対応するための環境整備	3
①建設分野における公共工事の発注方法を改善すること	3
②自動運転技術の開発と法整備等を加速すること	4
3. 生産性向上のための設備投資の障害となる規制の一部緩和	5
①農用区域の一部を解除する新たな制度を創設すること	5
②工場を拡張する際の都市計画法や建築基準法の運用を緩和すること	6
<b>II. 人づくり革命</b>	<b>7</b>
1. 外国人材の受け入れ	7
①移民政策とは異なる外国人材の新たな受け入れ策を構築すること	7
2. 労働移動円滑化のための環境整備	7
①解雇無効時における労働紛争解決の仕組みを創設すること	7
<b>III. 地方創生</b>	<b>8</b>
1. 農業の成長産業化	8
①農業者・消費者の双方がメリットを受けられる農作物の流通構造を確立すること	8
②農地中間管理機構（農地バンク）の実績を検証すること	9
③株式会社による農地の直接所有を認めること	9

**2. 林業の成長産業化** . . . . . 1 0

- ①所有者不明山林対策を講じること . . . . . 10
- ②森林経営の大規模化・集約化のための環境を整備すること . . . . . 11
- ③生産性を高めるための路網を整備すること . . . . . 13
- ④国有林の運営にコンセッション方式を導入すること . . . . . 14

**3. 観光振興・インバウンドの拡大** . . . . . 1 5

- ①史跡等の復元に関する基準の運用を見直すこと . . . . . 15
- ②訪日ビザの緩和等を進めること . . . . . 15

**4. まちづくりの推進** . . . . . 1 6

- ①地域の新たな交通システムを整備すること . . . . . 16
- ②「激甚災害法」のあり方を検討すること . . . . . 17

**IV. 規制・制度改革の加速** . . . . . 1 8

**1. 行政手続の簡素化** . . . . . 1 8

- ①法人設立手続をオンライン・ワンストップ化すること . . . . . 18
- ②行政手続の電子化を進めるための環境を整備すること . . . . . 19
- ③補助金申請書類を削減すること . . . . . 20
- ④法律の現代語化と法律用語のわかりやすい言葉への言い替えを行うこと . . . 20

**2. 特区制度等の整理・体系化と利活用促進** . . . . . 2 1

**3. 規制・制度改革を加速するための体制整備** . . . . . 2 3

# 基本的考え方

- わが国経済は、アベノミクスの成果により総じて緩やかな回復基調が続いており、デフレ脱却まであと一步というところまで来ている。一方、成長力は欧米その他の先進国と比較して力強さを欠いており、わが国経済を持続的な成長軌道に乗せるためには、構造改革により、1%程度に過ぎない潜在成長率を引き上げる必要がある。
- そのためには、需要の喚起から、供給力を引き上げていくサプライサイドの政策へと軸足を移し、アベノミクスをステージアップすることが重要である。このため、生産性革命と人づくり革命によって新技術・サービスや新市場を生み出し、Society 5.0 を本格稼働させて、持続可能な経済社会を構築する必要がある。また、人口減少と地域経済縮小の克服に向けて、地方創生の取り組みを加速させ、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立することも欠かせない。
- しかしながら、わが国には、構造改革を阻む岩盤規制などが未だ根強く残っており、企業や地域による挑戦の障壁となっている。アベノミクスのステージアップには、生産性革命、ひとづくり革命、地方創生の大胆な推進を加速する規制改革メニューの充実・強化が極めて重要であり、規制・制度改革を切れ目なく実施していくための体制整備も必要不可欠である。
- 以上の認識に立ち、本年も規制・制度改革について意見を提出する。国および地方自治体におかれては、これらの意見について早期に検討し、安倍政権が目指す「世界で1番ビジネスのしやすい国」を実現することが求められる。
- 日本商工会議所は、中小企業が全国津々浦々で力強く事業に挑戦できる環境整備が、わが国の持続的な経済成長に繋がると考え、今後も、規制・制度改革について具体的な意見を申し述べるとともに、中小企業、地域、ひいては日本経済の発展のために尽力していく所存である。

## 【参考】世界における日本のビジネス環境ランキング(OECD35ヶ国内順位)

- 未来投資戦略におけるKPI目標＝「**2020年までに3位以内**」
- 実績順位

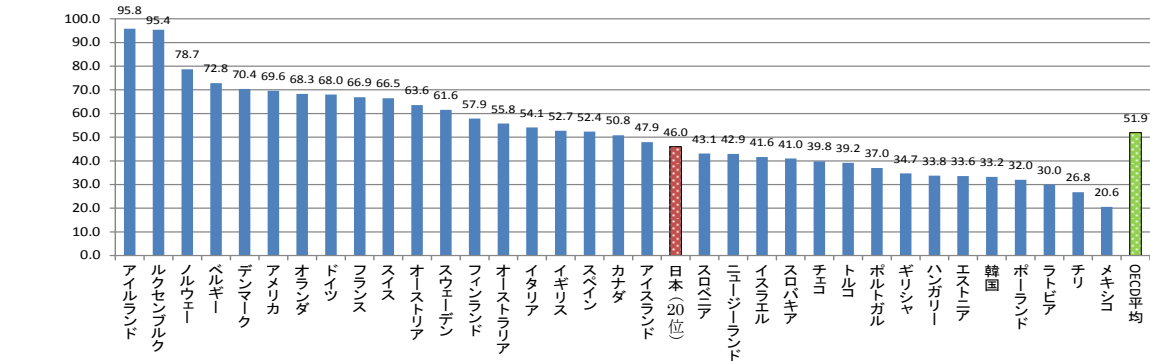
- ① ニュージーランド
- ② デンマーク
- ③ 韓国
- ④ アメリカ
- ⑤ イギリス
- ⑬ スイス
- ⑭ **日本**
- ⑮ スロベニア

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
15位	19位	24位	26位	24位

(出典：世界銀行「ビジネス環境ランキング」)

## 【参考】時間あたりの労働生産性(2016年/OECD35ヶ国内順位)

(単位：購買力平価換算USDollar)



(出典：(公財)日本生産性本部「労働生産性の国際比較 2017年版」)

# I. 生産性革命（生産性向上・Society 5.0の推進）

## 1. ビッグデータ利活用のための環境整備

### ①ビッグデータを利活用するための法整備等を行うこと

#### 【要望内容】

- ア. ビッグデータの開放と利活用促進に向けた法整備等
- イ. 政府における堅固なサイバーセキュリティ体制の構築

【内閣府・内閣官房】

#### 【理由】

人口減少社会において経済成長を実現していくためには、第4次産業革命等の技術革新の成果を社会実装していくことが必要であり、ビッグデータの開放と徹底的な利活用が重要なカギとなる。

ビッグデータを活用した民間企業の新商品・新サービスの開発、新市場開拓を進めるためには、公共データのオープン化や企業間のデータ流通のルールなど、その適正な利活用を促す法整備や、ガイドライン等の策定が必要である。

また、官公庁や企業を狙ったサイバー攻撃が多発しているため、政府において、スマート社会（Society 5.0）に対応する、日本全体の堅固なサイバーセキュリティ体制を構築する必要がある。

(注) 平成28年12月、国・自治体・民間企業が保有するデータを効果的に活用することで、自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化などを旨とする「官民データ活用推進基本法」が施行されたが、行政が保有するビッグデータの開放は未だ始まっていない。

### 新商品・新サービス開発に必要なビッグデータの例

#### ①デジタルサイネージを運営する広告会社

通行量と通行者の属性データ、気象データ、イベントの開催情報データ

⇒駅前の人の流れを、性別、年代、曜日、天気、気温、イベント等のカテゴリで分析。広告主がターゲットとしたい消費者が多く通行する時間枠を販売。



#### ②医療関連情報サービス業者

患者のレセプト情報、POSデータ

⇒レセプトや食生活の塩分濃度を分析。ジェネリック医薬品への転換案内や、生活改善指導サービスを提供。



#### ③水道工事業者

地下埋設物の3D地図データ

⇒地形図の調達作業や地下埋設物の位置確認作業が軽減され、水道工事の生産性向上を実現。これにより、老朽管の更新・耐震化が加速。



#### ④農業生産法人

気象データ、生育・収量・品質データ、流通・加工情報データ、輸出関連データ、販売・市況・消費データ

⇒消費者や実需者のニーズにあった生産計画の下、高精度な出荷・需要予測に基づく廃棄ロスの無い生産・出荷を実現。



## 2. 労働力不足に対応するための環境整備

### ①建設分野における公共工事の発注方法を改善すること

#### 【要望内容】

- ア. 積雪等の地域特性に配慮した公共工事の発注
- イ. 休日や夜間の工事を入札条件としない公共工事の発注
- ウ. 「i-Construction」導入コストを加えた公共工事の発注

【国土交通省・総務省等】

#### 【理由】

##### ア. 積雪等の地域特性に配慮した公共工事の発注

建設分野は、慢性的な人手不足状態にあり、生産性向上が喫緊の課題となっている。しかし、公共工事の発注や補助金交付の予算執行は年央～年度末に集中しているため、北海道、東北、北陸などでは、積雪により工事ができない。

このため、積雪等の地域特性に配慮し、年間を通じたバランスの取れた公共工事の発注・補助金の交付を行う必要がある。

(注) 公共事業を実施する際、契約はその年度内に行うが、予算の執行は翌年度以降（契約年度の予算はゼロ）とすることができる制度がある（ゼロ債務負担行為）。4月から工事を発注することができ、年間を通して作業を平準化できるが、全市町村の25%程度でしか活用されていない。

##### イ. 休日や夜間の工事を入札条件としない公共工事の発注

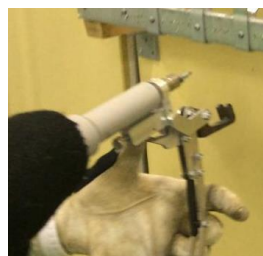
施設の建築改修といった公共工事においては、騒音・振動が発生することを前提に、平日よりコストが高い休日や夜間の施工を入札条件とする場合がある。しかし、革新的な消音・消塵工具を開発し、平日・日中工事が可能な中小企業もあるため、平日・日中で工事が可能な建築改修等の公共工事について、休日や夜間の工事を入札条件とした発注を見直す必要がある。

(注) ㈱丸高工業（東京都品川区、資本金3,000万円、従業員数70名）は、建設業界が抱える人手不足、熟練工育成の困難、土日夜間工事によるコスト上昇と工期長期化などの課題を、「工事騒音を出さない消音化技術」等で解決。平成29年度 東京商工会議所「第15回勇気ある経営大賞」を受賞。

<騒音が出るインパクトドライバー>  
(従来工法)



<自社開発した消音ドリル>  
(消音工法)



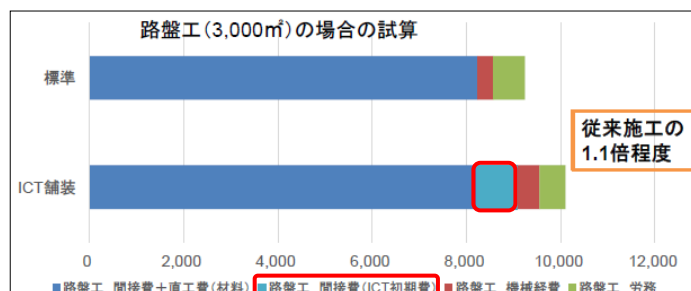
従来の土日休日・夜間に行う工事に比べて  
工期**30%～50%**短縮  
工事費**70%**に低減

(出典: 未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(中小企業・観光・スポーツ・文化等)(第2回)  
資料(平成29年11月14日、㈱丸高工業)を事務局にて一部加工)

## ウ. 「i-Construction」導入コストを加えた公共工事の発注

「i-Construction」は建設業の生産性向上に不可欠であるが、コストがネックとなり、中小建設業には普及していない。中小建設業への「i-Construction」導入を促進するため、公共工事の積算単価に導入コストを加え、誘導する必要がある。

(注) 舗装工事にICTを全面的に導入する「ICT舗装」は、ICTを活用しない工事に比べ1.1倍のコストがかかるとの試算がある。



(出典:国土交通省「国土交通省におけるi-Constructionの実施状況」)

## ②自動運転技術の開発と法整備等を加速すること

### 【要望内容】

自動運転を実現するための法整備等

【国土交通省・経済産業省】

### 【理由】

運輸分野においては、ドライバー不足による倒産も発生するなど、人手不足が深刻化している。また、高齢ドライバー等による事故も多発している。現在、政府が進めている隊列走行や、民間企業が進めている無人運転等の実験は、人手不足の解消や事故防止の有力な解決手段であるため、速やかに実現できるよう、必要な技術開発と法整備を加速する必要がある。

(注) ジュネーブ道路交通条約(抄)(1949年採択、日本は1964年加入)

第8条

(1) 一単位として運行されている車両又は連結車両には、それぞれ運転者がいなければならない。

(注) 道路交通法(抄)

第70条

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。



(出典:内閣官房「官民ITS構想・ロードマップ2017<経緯とポイント>」)



(出典:春日井市HP)



### 3. 生産性向上のための設備投資の障害となる規制の一部緩和

#### ①農用区域の一部を解除する新たな制度を創設すること

##### 【要望内容】

生産性を高める設備を導入する場合に限った、農用区域の一部を解除する新たな制度の創設

【農林水産省】

##### 【理由】

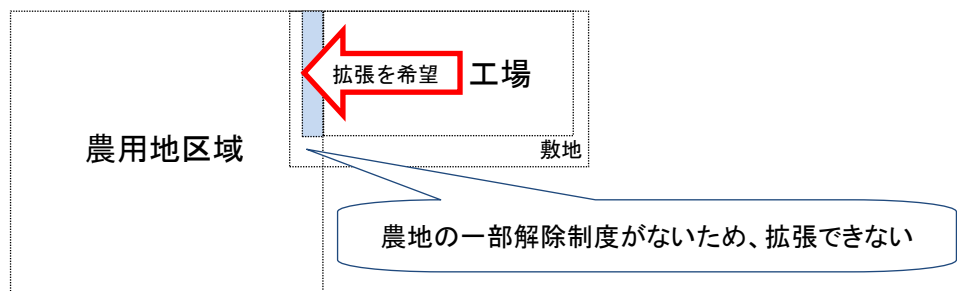
省力化、省エネ化設備を新たに導入するために工場の拡張を行なおうとしても、その工場に隣接する農地が農用区域である場合、農地転用が認められず、拡張できない場合がある。

このため、企業が生産性向上に資する設備投資（例えば、生産性向上特別措置法（案）における固定資産税の減免対象となる設備）を行うために、隣接農地への工場の拡張が必要な場合などは、農用区域の“一部解除”（全面的に解除するのではなく、必要最小限の部分のみを解除する）を認める新たな制度を創設する必要がある。

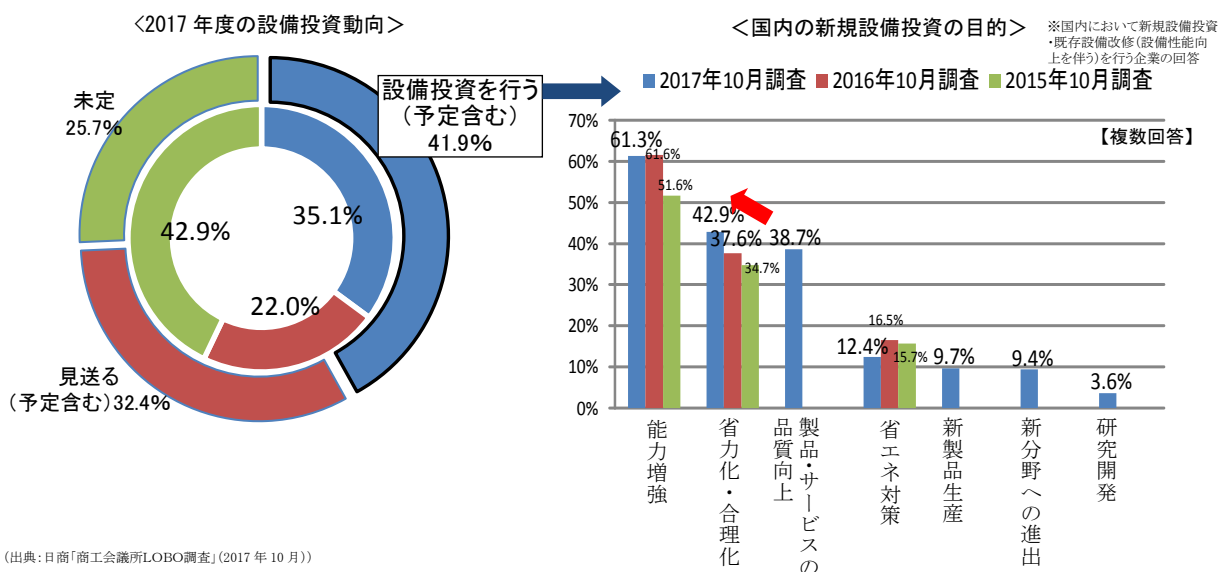
（注）農業振興地域制度

農業の健全な発展を図ることを目的として「農業振興地域の整備に関する法律」により設けられた制度のことで、同制度に基づく「農用区域」は農地転用（農転）ができない。

（注）設備の導入ができない例（イメージ）



（注）中小企業の設備投資動向



（注）生産性向上特別措置法（案）

わが国産業の生産性向上に向けた施策等を集中的・一体的に講じるための法律で、今通常国会に提出予定。市町村の計画に基づき、中小企業が新たに導入した償却資産に対し、固定資産税を3年間ゼロ～1/2に軽減できる特例措置が講じられる予定。



## ②工場を拡張する際の都市計画法や建築基準法の運用を緩和すること

### 【要望内容】

生産性を高める設備を導入する場合に限った、都市計画法や建築基準法の運用の緩和

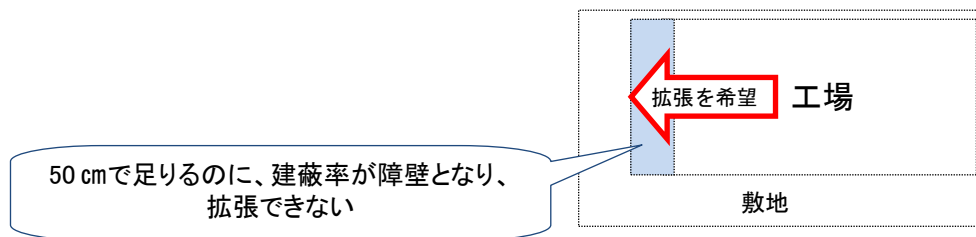
【国土交通省】

### 【理由】

都市部において、省力化、省エネ化設備を新たに導入するために工場の拡張を行なおうとしても、用途地域や、建物の建蔽率、容積率、高さ制限などの規制等により、拡張できない場合がある。

このため、企業が生産性向上に資する設備投資（例えば、生産性向上特別措置法（案）における固定資産税の減免対象となる設備）を行う必要がある場合などは、都市計画法や建築基準法の運用を緩和する必要がある。例えば、工場の外壁を、防火、防音とすることを条件に、拡張を認めるということも考えられる。

（注）設備の導入ができない例（イメージ）



（注）生産性向上特別措置法（案）

わが国産業の生産性向上に向けた施策等を集中的・一体的に講じるための法律で、今通常国会に提出予定。市町村の計画に基づき、中小企業が新たに導入した償却資産に対し、固定資産税を3年間ゼロ～1/2に軽減できる特例措置が講じられる予定。

## Ⅱ. 人づくり革命

### 1. 外国人材の受け入れ

「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見 ～『開かれた日本』の実現に向けた新たな受け入れ策の構築を～」(平成 29 年 11 月 16 日 日本商工会議所・東京商工会議所)より抜粋

#### ①移民政策とは異なる外国人材の新たな受け入れ策を構築すること

##### 【要望内容】

より「開かれた日本」の実現に向け、移民政策とは異なる外国人材の新たな受け入れ制度のあり方に関する早急な検討

【法務省等】

##### 【理由】

現行の出入国管理については、在留資格制度のもと厳格な運用がされ、外国人を限定的に受け入れてきているが、今後は、これまでの原則に縛られず、企業の実情や今後のわが国経済を見据えた、より「開かれた受け入れ体制」を構築することが求められている。

諸外国の制度を参考に、移民政策とは異なる、非技術的分野の受け入れをはじめとした新たな受け入れ制度のあり方について、政府において早急に検討する必要がある。

### 2. 労働移動円滑化のための環境整備

#### ①解雇無効時における労働紛争解決の仕組みを創設すること

##### 【要望内容】

解雇紛争において解雇が無効であった場合の、金銭の支払いによる労働契約終了となる仕組みの創設

【厚生労働省】

##### 【理由】

人手不足が深刻化するなか、多様な働き方と柔軟な労働移動を可能とするためには、解雇紛争が生じ、解雇が無効であった場合で、労働者が職場復帰を希望しない場合に、金銭の支払いによって労働契約が終了となる仕組みを創設することが必要である。

なお、解決金額については、これまでのあっせん等において合意した金額のデータを収集・公表するべきであり、企業横断的に一律の水準を設定することは望ましくない。

(注) 未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日)

③予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

解雇無効時における金銭救済制度を含む予見可能性の高い労働紛争解決システム等の在り方については、『日本再興戦略』改訂 2015 (平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 等に基づき設置した「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。

### Ⅲ. 地方創生

#### 1. 農業の成長産業化

##### ① 農業者・消費者の双方がメリットを受けられる農作物の流通構造を確立すること

###### 【要望内容】

- ア. 中央卸売市場への民間参入
- イ. 「商物一致の原則」「卸売業者の第三者販売の原則禁止」などの規制の撤廃

【農林水産省】

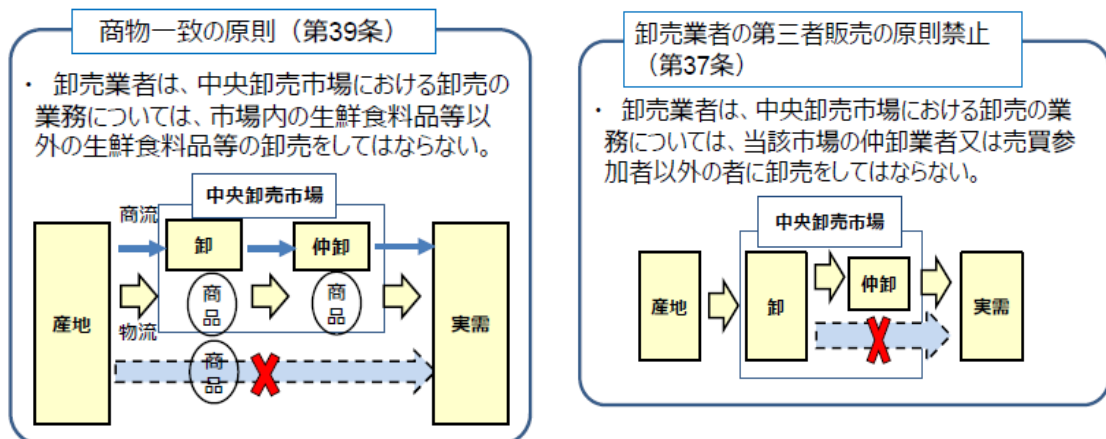
###### 【理由】

産直取引、契約栽培、ネット通販などの取引形態の多様化により、既に農作物の流通量の半数が市場外で取引されている現状にある。

このため、自治体のみが運営できる中央卸売市場への民間参入を認めるとともに、市場内で現物の物品を売買しなければならない「商物一致の原則」などの規制を緩和し、農業者と消費者の双方がメリットを受けられる流通構造を確立する必要がある（注1）。

あわせて、市場内に、「道の駅」などの販売スペース、食堂、給食センター等を設置するといった、卸売市場の多機能化を可能とする法整備も検討する必要がある（注2）。

（注1）卸売市場法による様々な規制は、食品流通の実態が変化しているにも関わらず、制定時の昭和46年以来（さらには前身である中央卸売市場法制定時の大正12年以来）、その骨格が維持されている。



（出典：未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合（農林水産業）（第2回）資料（平成29年10月25日、農林水産省））

（注2）建築基準法や、流通業務市街地の整備に関する法律（流通業務地区内には、トラックターミナル、貨物駅、倉庫といった流通業務施設以外の施設が建設できない）により、上記のような卸売市場の多機能が困難となっているとの声がある。

## ②農地中間管理機構（農地バンク）の実績を検証すること

### 【要望内容】

農業の担い手確保に向けた農地中間管理機構（農地バンク）の実績の検証

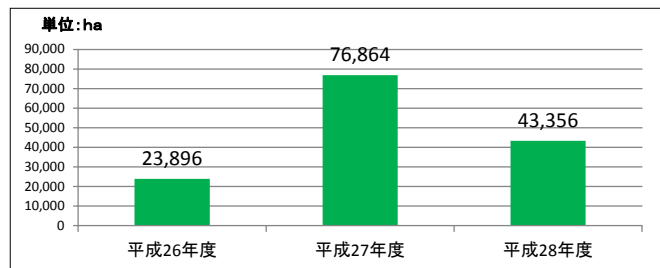
【農林水産省】

### 【理由】

農地を意欲ある担い手に貸し出す「農地中間管理機構（農地バンク）」の平成28年度の新規転貸面積は約43,000haと、前年度比約6割に鈍化した。

この実績を検証し、制度の利用が進まない原因を特定したうえで、担い手確保に向け効果的な対策を講じる必要がある。

(注) 農地バンクの新規転貸面積の推移



(出典: 農林水産省「農地中間管理機構の実績等に関する資料」)

## ③株式会社による農地の直接所有を認めること

### 【要望内容】

農業の担い手確保のための株式会社による農地の直接所有

【農林水産省】

### 【理由】

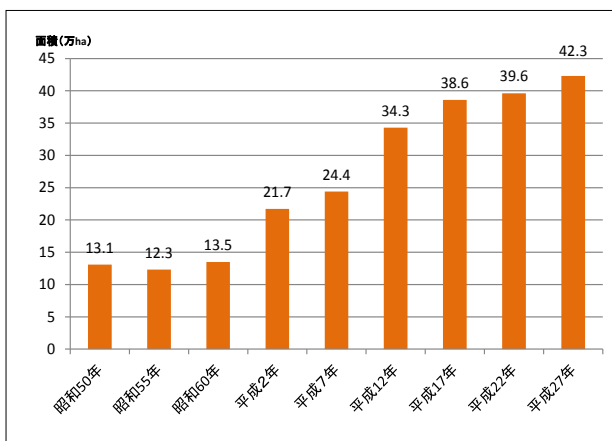
農業従事者が高齢化し、農業の担い手がおらず、耕作放棄地が増加している。

農業の担い手として参入したい企業があるが、リースした土地では、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声がある。

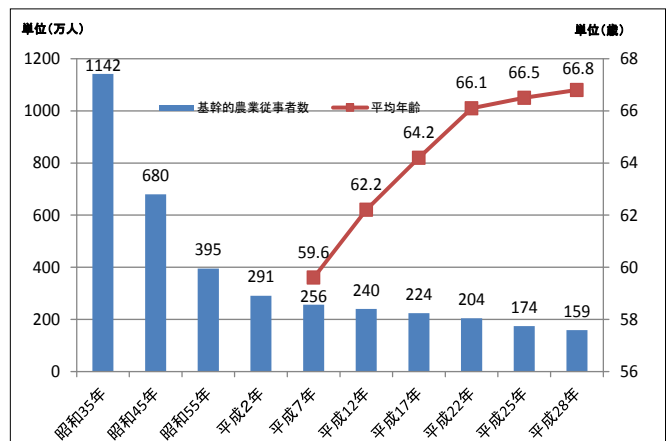
農業の大規模化・集約化を進め、生産性・収益性を高めるためにも、国家戦略特区である兵庫県養父市で認められている株式会社による農地の直接所有を、全国で認める必要がある。

(注) 兵庫県養父市は、2016年9月の改正特区法施行を受け、「企業による農地取得の特例」を実施。(株)Amnak、兵庫ナカバヤシ(株)、(株)やぶの花、住環境システム協同組合の4社が農地を取得。

(注) 耕作放棄地の推移 (左)、農業従事者数と平均年齢の推移 (右)



(出典: 農林水産省「農林業センサス」)



(出典: 農林水産省「農林業センサス」「農業構造動向調査」)

## 2. 林業の成長産業化

### ①所有者不明山林対策を講じること

#### 【要望内容】

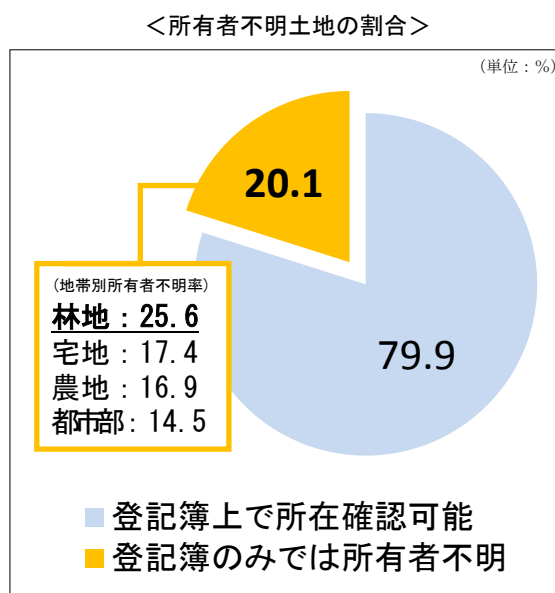
森林経営の大規模化・集約化の障害となっている所有者不明山林対策

【農林水産省・法務省】

#### 【理由】

所有者不明の山林は、森林経営の大規模化・集約化の最大の障害となっているため、④地籍調査の徹底、⑤公示を経て市町村が経営・管理する仕組みの創設、⑥航空レーザ計測(注)による広域的な3D森林データの作成と一元的な提供、等を早急に行う必要がある。

(注) 航空機やドローンから地上に向けてレーザ光を照射し、地上からの反射波との時間差より地上までの距離を求める測量方法のこと。これにより、急峻な地形等により調査者の立入りが困難な場所の調査が可能となる。平成28年4月の熊本県地震の際、林野庁はこれを活用して山腹崩壊箇所等の被災状況を迅速に把握し、その結果を地方公共団体等に情報提供するとともに、同庁HPでも公表した。



## ②森林経営の大規模化・集約化のための環境を整備すること

### 【要望内容】

- ア. 森林バンク（仮称）（注1）の創設
- イ. 森林に関する専門人材の育成・確保と市町村への配置
- ウ. 林業機械の共同利用を推進する仕組みの構築

【農林水産省】

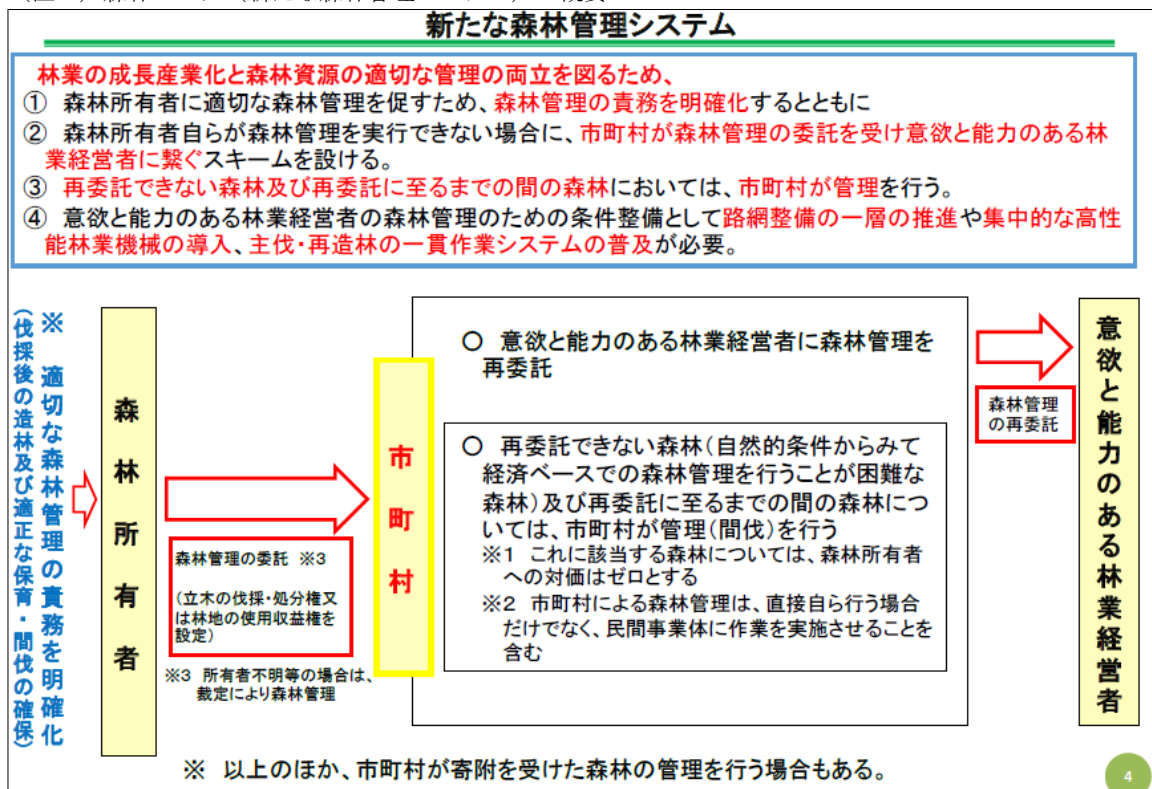
### 【理由】

#### ア. 森林バンク（仮称）の創設

経営意欲に乏しい森林所有者が多く、民間では民有林の集積・集約化が進みにくいため、市町村が間に立って集積・集約し、意欲ある経営者に貸し出す森林バンク（仮称）を創設する必要がある。

また、森林GIS（注2）について、個人情報保護の観点から森林の所有者情報が公開されていない等の使い勝手の悪さを指摘する声があるため、森林バンク（仮称）が、所有者情報を公開できる仕組みを合わせて創設することも必要である。

（注1）森林バンク（新たな森林管理システム）の概要



（出典：未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合（農林水産業）（第1回）資料（平成29年11月10日、農林水産省）

（注2）森林GIS（Geographic Information System（地理情報システム））

森林基本図、森林計画図、森林簿といった森林の基本情報をデジタル処理して一元管理しているシステム。平成21年度までに全ての都道府県で導入され、平成28年度には約半数の市町村でも導入されている。

（注）あわせて、法令による届出や許可の手續が行われずに行われた伐採（誤伐、盗伐）に対する対策も、検討する必要がある。



違法に伐採された木材（出典：京都府HP）



## イ. 森林に関する専門人材の育成・確保と市町村への配置

市町村に伐採や路網整備の相談に行くと、森林に関する専門人材がいないため、現実とかけ離れた要求や指導があり、説明に苦労しているとの声がある。

このため、森林に関する専門人材の育成や企業OB等の活用により、全国の市町村への専門人材の配置を急ぐ必要がある。

(注) 林野庁は、平成29年度から、森林に関する知識を持つ技術者を市町村が雇用する際に財政措置を行う「地域林政アドバイザー制度」の運用に取り組んでおり、平成34年度までに同アドバイザーを1,000人育成する目標を掲げている。

## ウ. 林業機械の共同利用を推進する仕組みの構築

大規模な森林経営に必要な高性能林業機械については、これまで、国や自治体により購入費の助成が行われてきたが、事業者は現場の路網や生産規模に合わせて、多種多様な機械を使用するため、断続的な使用にならざるを得ず、稼働率は低い。

このため、稼働率が一定程度を下回るものをリスト化し、森林組合等が所有・管理して必要な事業者に貸し出す、といった共同利用の仕組みを構築することが効率的である。

(注) 高性能林業機械の稼働状況（平成27年度）

機種	ハーベスタ	プロセッサ	スイングヤード	フォワーダ	フェラーバンチャ	タワーヤード	スキッド
稼働率	57%	57%	55%	49%	35%	19%	16%

※（年間稼働日数／当該事業体が機械を保有した日数から休業日数を差引いた日数）×100で算出



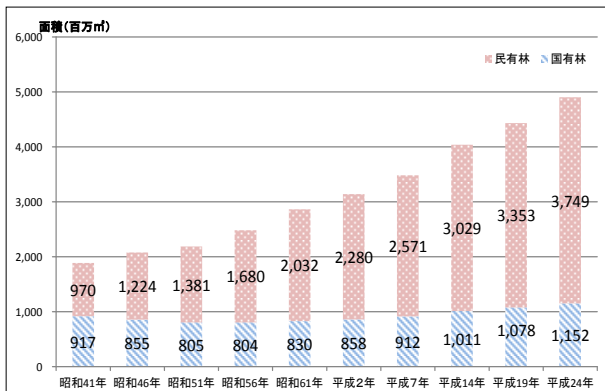
タワーヤード  
（簡単に架線集材できる移動可能な集材機）

(出典：林野庁HP)

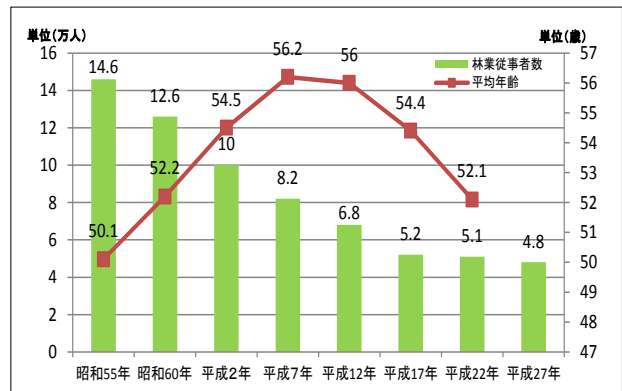


スキッド  
（丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する自走式機械）

(注) 森林蓄積の状況（左）、農業従事者数と平均年齢の推移（右）



(出典：林野庁HP)



(出典：林野庁HP)

### ③生産性を高めるための路網を整備すること

#### 【要望内容】

- ア. 「林業専用道」に重点を置いた路網の整備
- イ. 国有保安林の管理権限の都道府県への移譲

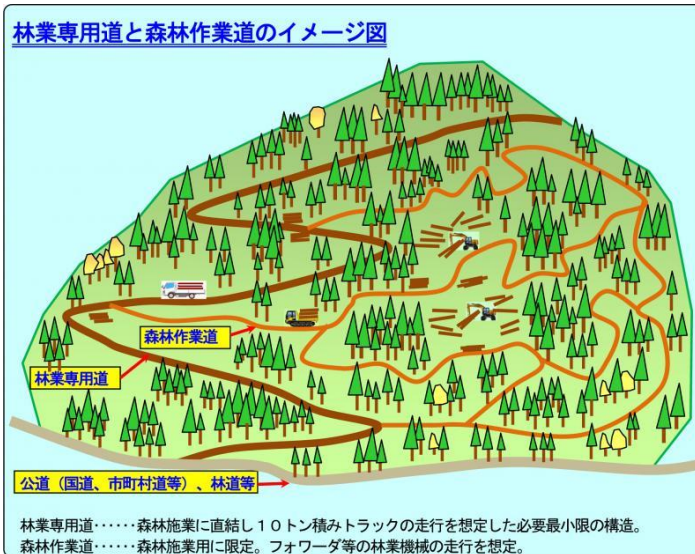
【農林水産省】

#### 【理由】

##### ア. 「林業専用道」に重点を置いた路網の整備

森林経営の大規模化・集約化を促進するため、路網は、小型トラック中心の「森林作業道」を拡幅して、大型トラックが走行できる「林業専用道」にするなど、「林業専用道」に重点を置いて整備していく必要がある。

<林業専用道と森林作業道のイメージ図>



(注) 林業専用道

林道規程に基づく道で、林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐をはじめとする森林施業に利用される。10トン積みトラックの走行を想定した必要最小限の構造で、車道幅員は3.0m、設計速度は時速15kmとされている。

(注) 森林作業道

林道規程によらない道で、造林・保育・伐出などの森林作業のために特定の者が継続的に利用する。主として林内作業車や2トン積み程度の小型トラックの走行を想定し、道車道幅員は2.5～3.5mとされている。

(出典:近畿中国森林管理局HP)

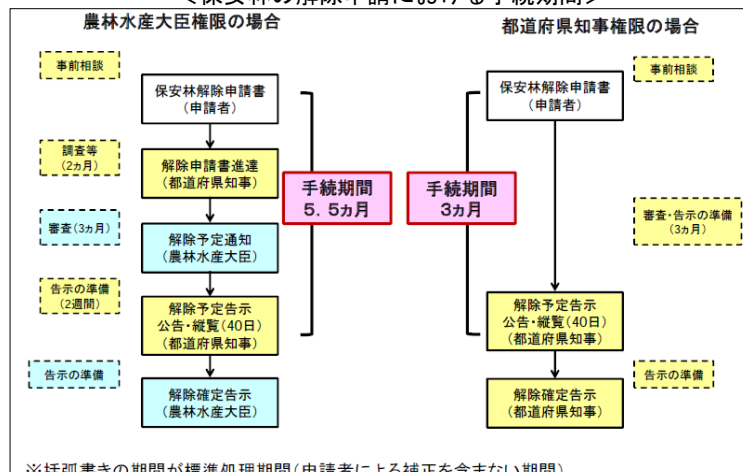
(注) 平成26年度、林業専用道を含む林道は全国で568km開設され、森林作業道は14,585km開設された。

(注) 林道規程により、林業専用道を含む林道の管理者は、国有林林道の場合は森林管理署長、民有林林道の場合は地方公共団体か森林組合等の長、とされている。

##### イ. 国有保安林の管理権限の都道府県への移譲

路網整備にあたり、保安林の解除が必要な場合があるが、農林水産大臣が管理する保安林の場合は、手続に手間と時間がかかっている。林道の管理者が都道府県知事である場合、保安林の指定・解除も都道府県知事が一元的に行った方が合理的であるため、同権限を都道府県へ移譲するべきである。

<保安林の解除申請における手続期間>



※括弧書きの期間が標準処理期間(申請者による補正を含まない期間)

(出典:林野庁「保安林制度に関する提案について」)

#### ④国有林の運営にコンセッション方式を導入すること

##### 【要望内容】

国有林の産業化に向けた、国有林の運営へのコンセッション方式の導入

【農林水産省】

##### 【理由】

国土の約7割を占める森林のうち、国有林は約3割（758万ha）を占める。この国有林を産業化するためには、民間事業者がその経営ノウハウを活かし、長期・大ロットで伐採から販売までを行うことが効果的である。

このため、国有林について、所有と経営を分離し、林道の相互接続や伐採木の協調出荷など、国有林と民有林との連携も可能となる「コンセッション方式」を導入する必要がある。

(注) コンセッション方式は、現在、高速道路、空港、上下水道などで導入され始めている。

(注) 国家戦略特区では、国有林の活用を促進するため、国有林の貸付・使用に関する対象面積・対象者を拡大する規制改革メニューが設けられている。

	通常	国家戦略特区	活用自治体
貸付面積	5 ha	10ha	仙北市
対象者	所在地域の住民が林業等に供する場合に限定	民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする、以下に該当する者 <ul style="list-style-type: none"><li>既に民有林を所有し、又は契約に基づき借り受け、使用し若しくはその施業を受託し、林業経営を行っていること</li><li>民有林と国有林とを合わせて施業することにより、林業経営を効率化する事業計画を有していること</li></ul>	なし

### 3. 観光振興・インバウンドの拡大

#### ①史跡等の復元に関する基準の運用を見直すこと

##### 【要望内容】

「歴史的建造物の復元に関する基準」の運用の見直し

【文化庁】

##### 【理由】

地域には、インバウンドをはじめ、多くの観光客を呼び込むことができる史跡等が未だ数多く眠っているが、その復元にあたっては、「歴史的建造物の復元に関する基準」があり、「遺構」「指図（設計図）」「写真」の3項目が必要不可欠とされている。

そもそも写真が無い時代の史跡等の写真を求めること自体が、合理的でないため、この運用を見直すべきである。

(注) 遺構、指図、写真の3項目が備わっていないため、仙台城では懸造（かけづくり）、高松城や徳島城は天守の復元ができない。

(注) 高松市では、懸賞金（3,000万円）をかけ、高松城の天守内部の柱や階段の位置などの様子が見分かる写真や設計図などの資料提供を広く呼び掛けている。



越後春日山城跡(上越市)



岩槻城跡公園(さいたま市)



仙台城の懸造の復元イメージ  
(仙台商工会議所「仙台城復元基本計画」より)

#### ②訪日ビザの緩和等を進めること

##### 【要望内容】

ア. ビザの発給要件の緩和・免除

イ. 「東北六県数次ビザ」の有効期間の10年への延長

【外務省】

##### 【理由】

インバウンドを拡大するために、「ビジット・ジャパン事業」の重点20カ国・地域のうち、ビザが必要な5ヶ国（中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア）のビザの緩和・免除を進めていく必要がある。また、ASEANの中でビザが必要な、ミャンマー、カンボジア、ラオスについても緩和を進めるべきである。

また、未だ他地域と比べて訪れる外国人旅行者数が低調である東北地方のインバウンドをさらに拡大するため、訪日外国人としては最も多い中国人旅行者を対象とする「東北六県数次ビザ」の有効期間（3年）を10年に延長すべきである。

(注) 「ビジット・ジャパン事業」重点20カ国のうち、ビザが免除されている15の国・地域

韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、オーストラリア、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン

(注) 2016年2月、ベトナム・インドの数次ビザの有効期間が、わが国で初となる最長期間10年に延長され、同年10月には、中国の「商用目的／文化人・知識人数次ビザ」の有効期間も10年に延長された。



## 4. まちづくりの推進

### ①地域の新たな交通システムを整備すること

#### 【要望内容】

地域の足となっている「エコカート」への支援

【国土交通省】

#### 【理由】

輪島商工会議所（石川県）では現在、高齢化と人口減少が進む都市に適した地域住民の足として、ゴルフ場の電動カートを改良した「エコカート」を街なかで走行させる社会実験を行っており、交通手段を持たない高齢者や観光客の重要な交通手段となっている。

この「エコカート」は、巡回型の路線バスを代替する機能を果たしているため、新たな交通システムとして整備する支援策を創設する必要がある。

(注) 車両は全長約3mの4人乗り、200Vの家庭用電源で5～6時間充電し、最高速度は19km/h、約45kmの走行が可能。道路に埋め込まれた電磁誘導線からの磁力を車両が感知し、定められたルートを走るもので、ゴルフカートと同様の仕組みで走行する。

(注) 本来、ゴルフカートは公道を走行できないが、輪島商工会議所が規制緩和を要望、それを受けた日商が国に要望した結果、ウィンカーやバックミラー、灯火類などを取り付けることを条件に、軽自動車として認められた。2014年11月に軽自動車としてナンバーを取得。公道以外での社会実験を積み重ね、警察等からの理解も得て、公道での実験にこぎつけた。



(注) 路線バス事業における主な支援制度（地域公共交通確保維持事業（国土交通省））

- |   |
|---|
| <p>①地域内フィーダー系統補助（※主に鉄道と接続して支線の役割をもって運行される路線バスが対象）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象事業者：バス事業者、地域公共交通活性化法に基づく協議会等</li><li>・補助対象経費：経常費用から経常収益を控除した額</li><li>・補助率：1/2</li><li>・主な補助要件：<br/>過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること、乗車人員が2人/1回以上であること、経常赤字であること 等</li></ul> <p>②車両購入に係る補助（公有民営補助）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象事業者：地方公共団体、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会</li><li>・補助対象経費：車両購入費用</li><li>・購入費用の上限：ノンステップ型車両1,500万円、小型車両1,200万円等</li><li>・補助率：1/2</li><li>・主な補助要件：<br/>補助対象期間中に新たに購入等を行うもの、地上から床面までが65cm以下かつ定員11人以上の車両 等</li></ul> |
|---|

## ②「激甚災害法」のあり方を検討すること

### 【要望内容】

多発する災害に対応するための「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方の検討

【内閣府】

### 【理由】

わが国は、地震、台風、豪雨、津波、豪雪等が頻発する災害大国であり、特に近年は、地球温暖化による環境変化もあり、災害が激甚化している。

地域経済が疲弊している中での激甚災害は、地方創生の取り組みに大きな打撃となり、販路や観光客等を失った被災企業は、売上の減少など厳しい経営環境に晒され、廃業を余儀なくされる企業も多い。これに伴い、地域を離れていく若者もいる。また、被災の影響は、被災地以外の取引先など広範囲に及び、経済的な負の連鎖が発生している。しかし、こうした地域の復旧を支援する「激甚災害法」は、全国を対象とした「本激」と市町村を対象とした「局激」に明確に分かれており、同じような被害でも本激と局激では支援策に大きな差がある。

このため、市町村の区域に着目した復旧ではなく、広域的な経済再生を含む復興に資する「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方を検討すべきである。

(注) 激甚災害法は、著しく激甚である災害が発生した場合に、国の地方公共団体に対する財政援助や被災者に対する助成措置を講じることを定めた法律で、「本激」と「局激（局地激甚災害）」がある。

	指定する対象	対象地域
本激	対象災害、適用措置（※地域を指定せず、災害そのものを指定）	全国
局激	対象災害、適用措置、対象区域	市町村

(注) 本激と局激の主な支援策の違い

本激	局激
・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
・森林災害復旧事業に対する補助	・森林災害復旧事業に対する補助
・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
・天災融資法の特例	・（なし）
・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	・（なし）
・共同利用小型漁船の建造費の補助	・（なし）
・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	・（なし）
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助	・（なし）
・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	・（なし）

※融資を受けると新たに返済の負担が生じるため、局激地域の中小企業からは、返済義務のない補助金や助成金を求める声が多い。



豪雨被害により営業を断念した商店（福岡県朝倉市）



## IV. 規制・制度改革の加速

### 1. 行政手続の簡素化

#### ①法人設立手続をオンライン・ワンストップ化すること

##### 【要望内容】

- ア. 定款認証に電子申請の仕組みを構築すること
- イ. 取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること

【法務省等】

##### 【理由】

法人の設立にあたっては、法務局への届出の前に、公証人役場において、公証人による面前での定款認証が必要となり、オンラインでの手続ができないため、電子申請の仕組みを構築する必要がある。

また、「登記事項証明書」などを何度も手数料を支払って入手し、行政のそれぞれの窓口へ提出する必要があるため、行政機関間の情報連携により、添付書類を徹底的に削減することが求められる。

(注) 法人設立手続の概要



(出典：法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会(第1回)資料(平成29年9月6日、内閣官房)を事務局にて一部加工)

## ②行政手続の電子化を進めるための環境を整備すること

### 【要望内容】

- ア. 省庁横断・ワンストップで電子申告申請が可能となるシステム環境の構築
- イ. 電子申請におけるできるだけ簡易な本人確認方法の検討

【全省庁】

### 【理由】

行政手続を行うシステムは、国税は「e-Tax」、地方税は「eLTAx」、社会保険等は「e-gov」、登記は「登記・供託オンライン申請システム」と林立しており、それぞれに対応しなければならない。このため、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請が可能となるシステム環境を構築することが必要である（注1）。

また、電子申請するまでの手間や金銭的成本が、導入の障害となっているため、電子証明書やICカードリーダーを必要としないできるだけ簡易な本人確認の方法を検討する必要がある。

（注1） その際、近年、中小企業においては安価で簡単に導入できるクラウド型システムの普及が進みつつあることから、国が提供する電子申告システムと民間の提供するソフトウェア等とのシームレスな連携強化を図る必要がある。

（注） 事業者目線で見た時の電子署名の課題

（参考）「事業者目線」で見た時の電子署名の課題

○「商業登記認証局」が発行する電子証明書は、証明期間1年の場合、7,900円の発行手数料がかかる。

〔商業登記電子証明書の発行手数料〕

証明期間	3か月	6か月	9か月	12か月	15か月	18か月	21か月	24か月	27か月
発行手数料	2,500円	4,300円	6,100円	7,900円	9,700円	11,500円	13,300円	15,100円	16,900円

○また、民間ソフトウェアで、取得がオンラインで完結しない等の理由により、中小事業において電子署名の活用が進んでおらず、手続のための入力を進めたユーザーの9割以上が、電子認証の画面遷移で難脱しているとの声あり。

〔商業登記電子証明書の取得手続〕

事前準備	専用ソフトウェアのインストール	○法務省が提供する専用ソフトウェアを入手し（無償）、パソコンにインストール。
手順1	必要なファイルの作成	○専用ソフトウェアを利用し、一定の仕様に準拠した「鍵ペアファイル」と「証明書発行申請ファイル」を作成。
手順2	電子証明書の発行申請	○本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に「証明書発行申請ファイル」のほか、紙の「電子証明書発行申請書」、印鑑登録カードを提出。
手順3	電子証明書の取得（ダウンロード）	○インターネット経由で電子認証登記所にアクセスし、専用ソフトウェアを利用して電子証明書をダウンロード。

（出典：第2回中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議資料（平成30年1月11日、内閣官房））

（注） ICカードリーダーは、2,000～7,000円程度で販売されている。



### **③補助金申請書類を削減すること**

#### **【要望内容】**

補助金申請書類「原則 3 枚以内」の全省庁共通ルール化

【全省庁】

#### **【理由】**

補助金申請書類の作成の手間とコストが、人手不足が深刻な中小企業の生産性向上と働き方改革の障害となっているため、補助金の申請書類を「原則 3 枚以内」とし、必要があれば、上限枚数を定めたうえでそれ以上の枚数を認めることを、全省庁共通のルールとする必要がある。

あわせて、申請書類の枚数に止まらず、実績報告書の体裁、関係書類の保存など、補助事業の手續全体を通した見直しも必要である。

(注) 中小企業庁は、平成 25 年度補正予算事業より、補助金申請書類のひな形を「原則 3 枚以内」に削減している。

### **④法律の現代語化と法律用語のわかりやすい言葉への言い替えを行うこと**

#### **【要望内容】**

企業・国民目線に立った、法律の現代語化と法律用語のわかりやすい言葉への言い替え

【全省庁】

#### **【理由】**

企業活動や国民生活における行政手續において、様々な法律や政省令、ガイドライン等を使う場面があるが、未だカタカナ表記の法律や、法律用語が難解で理解しづらいものがある。スマート社会（Society 5.0）が進展するなかで、法律等も企業や国民にとって使いやすいものにする必要がある。

(注) 刑法は平成 7 年に、民事訴訟法は平成 10 年に、民法は平成 17 年に現代語化された。商法は一部（運送営業、海商法関係）にカタカナ表記が残っているが、これを現代語化する改正案が今国会に提出中。

(注) 手形法、小切手法、借地借家法、公証人法（公証人の使命、職務といった公証人制度について定める法律）、身元保証法（身元保証人の責任の範囲を定める法律）等は、未だに全てカタカナ表記である。

## 2. 特区制度等の整理・体系化と利活用促進

### 【要望内容】

- ア. 特区での実証実験が1年を超えた規制改革メニューの速やかな全国展開
- イ. 特区制度等の整理・体系化による利活用促進
- ウ. 中小企業や地域が活用しやすい「規制のサンドボックス」制度の創設
- エ. 政府広報等による「規制改革ホットライン」のPR強化と提案者への伴走型支援

【内閣府・経済産業省】

### 【理由】

- ア. 特区での実証実験が1年を超えた規制改革メニューの速やかな全国展開

国家戦略特区は、元々、岩盤規制の突破口として位置付けられたものである。このため、同特区における規制緩和メニューは、適切な評価を行い、実験結果で効果が明らかになった場合は、速やかに全国展開する必要がある。

(注) 国家戦略特区から全国展開に結びついた規制改革項目は、①都市公園内における保育所等設置の解禁、②農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化（シルバー人材センターが派遣する労働者の労働時間を週20時間から週40時間に引き上げ）、③農業生産法人の要件緩和（役員の農作業従事要件「農業従事役員の過半が農作業に従事」を「1人以上が農作業に従事」に緩和）、の3項目のみ。

(注) 速やかに全国展開すべき主な規制改革メニュー

規制改革メニュー	初の活用自治体	特区での実現時期
二国間協定に基づく外国医師による診察	東京都	平成27年1月～
開業ワンストップセンターの設置	東京都	平成27年7月～
外国人家事支援人材の活用	神奈川県	〃
過疎地等での自家用自動車の活用拡大	養父市	平成28年5月～
企業による農地取得の特例	養父市	〃
農業支援外国人材の受入れ	京都府 新潟市 愛知県	平成29年6月～

### イ. 特区制度等の整理・体系化による利活用促進

現状、国家戦略特区のほか、構造改革特区、総合特区、企業実証特例制度、グレーゾーン解消制度などが存在し、規制改革を進めるための制度が複雑で使いづらいため、各制度の位置づけや内容をわかりやすく整理・体系化し、制度の利活用促進を図る必要がある。

(注) 特区制度や規制改革に関する制度の一覧

特区名・制度名	開始時期
国家戦略特区 (地方創生特区)	平成25年12月～ (平成27年8月～)
総合特区	平成23年6月～
構造改革特区	平成14年12月～
企業実証特例制度	平成26年1月～
グレーゾーン解消制度	〃
規制のサンドボックス制度	平成30年(予定)

## ウ. 中小企業や地域が活用しやすい「規制のサンドボックス」制度の創設

2018年に創設予定の「規制のサンドボックス」制度は、生産性向上を目指す全国の中小企業が使いやすいものにする必要がある。

そのためには、

- ・ サンドボックスにチャレンジする際のガイドラインを提供すること
- ・ 同制度の窓口となる省庁の担当が、関係省庁との協議をワンストップで対応すること
- ・ P D C A サイクルを回し、改善点を明らかにし、ガイドライン等に常に反映させていくこと
- ・ 同制度を活用する事業者にインセンティブ（先行者利益）を与えるため、同制度の活用企業に対し、その後の公共入札時に加点する「プロポーザル加点制度」を導入すること

などが必要である。

また、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する事業を実施するために同制度を申請する地域を、優先的に採択することが望まれる。

(注) 大阪商工会議所では、以下の分野で同制度の活用を要望している。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 自律飛行するドローンによる i) 港湾、海上交通の監視、ii) 橋梁、線路、トンネル、送電線、パイプライン等インフラ点検、iii) 文化財点検、iv) D I D（人口集中地区）でのマンション、オフィスビル、商業施設等の建物点検、v) 農林業での成育状況点検、vi) 水産業での魚群探知、vii) 災害時、緊急時の医薬品物流</li><li>② 公園、商業施設等で緩速走行するバスの自動運転</li><li>③ 地下街、商店街等でのパーソナルモビリティの走行</li><li>④ 医療分野への活用を目的とした医療情報への個人情報保護法の適用除外</li><li>⑤ I o T 技術を活用した健康機器の効果訴求における薬機法等の適用除外</li><li>⑥ 都市型農業振興に向けた、i) 機能性農作物の表示簡易化、ii) 植物工場の立地規制撤廃</li></ul> |
|--|

## エ. 政府広報等による「規制改革ホットライン」のPR強化と提案者への伴走型支援

規制改革ホットライン自体が、事業者や国民に知られておらず、また、せっかく提案を行っても、ホットラインを通じ、法律上、駄目な理由を並べられるだけの回答であり、新たな提案しようと思うに至っていない。

このため、政府広報等により、企業・国民へのホットラインのPRを強化するとともに、規制改革の提案があった際に、提案した内容を可能な限り実行できるよう、行政側が提案者を伴走型で支援する方法を検討することが必要である。

### 3. 規制・制度改革を加速するための体制整備

#### 【要望内容】

- ア. 規制改革推進会議による地方自治体への「地方版規制改革会議」設置促進の働きかけの継続・強化
- イ. 規制改革白書（仮称）の作成・公表によるPDCAサイクルの確立
- ウ. 規制改革推進会議の常設化と勧告権の付与

【内閣府】

#### 【理由】

- ア. 規制改革推進会議による地方自治体への「地方版規制改革会議」設置促進の働きかけの継続・強化

国は、地方自治体による「地方版規制改革会議」の設置を推奨・支援しているが、地方自治体等からは、会議の設置や運営に関するノウハウがない、といった声もあがっている。このため、徳島県等の先進自治体の取り組み事例や、会議の設置・運営ノウハウの提供など、同会議の設置促進の働きかけを継続・強化していく必要がある。

（注）地方版規制改革会議を設置している自治体（平成30年1月現在）

自治体名	設置内容・設置時期
徳島県	徳島県規制改革会議（「vs 東京」実践委員会規制改革部会）設置（平成28年4月）
静岡県	“ふじのくに”規制改革会議本部会議設置（平成28年11月）
茨城県	茨城県行財政改革推進懇談会規制改革部会設置（平成28年4月）
鳥取県	第1回鳥取県規制改革会議開催（平成29年5月）
奈良県葛城市	意見募集実施（平成28年4～5月）
長野県	長野県規制改革提案ボックス開設（平成29年6月）

（栃木県等は、既存の会議体で対応している）

（注）徳島県における規制改革の取り組み

- シームレス民泊（第1次提言（平成28年7月）より実現）



第1号「坊主の宿」開所式

地域の交流人口の増加と、地震等の避難者対策として、平時は民泊、発災時には避難所としてつなぎ目なく（シームレスに）活用できる民泊を実現。

- 行政手続の簡素化（第2次提言（平成29年9月）より実現）



AI要約サービスの実証実験

知事定例記者会見や県審議会会議録等を、AIで要約する「AI要約サービス」の実証実験を実施。その後、民泊についての県民からの問い合わせを、日時を問わず、AIが回答するシステムを構築。

この他、「募集型企画旅行の業務範囲の拡大」や「タクシーの営業区域の拡大」など、国の法律による規制に関しては、国に対する提言も行っている。



## イ. 規制改革白書（仮称）の作成・公表によるP D C Aサイクルの確立

規制改革は、世界で1番ビジネスのしやすい国を目指す安倍政権が推進する成長戦略の一丁目一番地の重要政策であり、痛みを伴う改革であっても不断に取り組む必要がある。

重要政策であれば、政府全体で取り組みを検証し、課題を抽出し、対策を講じるといったP D C Aサイクルを回していくことが必要不可欠であるが、現実には、各省庁の自主的な行政事業レビュー、会計検査、規制改革推進会議等がそれぞれで活動しており、その結果、各省庁の取り組みに濃淡や隙間が存在している。

こうした状況を改善するため、日本全体の規制改革の進捗状況や課題を体系的に整理し、P D C Aサイクルを基本として、着実に実行していくため、規制改革白書（仮称）を作り、公表すべきである。

（注）現在、発行されている主な白書

白書の種類	主な白書	作成省庁
法定白書 (法律に基づき国会に提出される白書)	ものづくり白書	経済産業省
	中小企業白書、小規模企業白書	中小企業庁
	防災白書、少子化社会対策白書、高齢社会白書	内閣府
	食料・農業・農村白書	農林水産省
非法定白書 (閣議に提出される白書)	通商白書	経済産業省
	犯罪白書	法務省
	経済財政白書、原子力白書	内閣府
その他の白書	国民生活白書	内閣府
	出入国管理白書	法務省

## ウ. 規制改革推進会議の常設化と勧告権の付与

スマート社会（Society 5.0）が進展し、産業構造や社会構造が大きく変革するなかで、規制・制度改革はますます重要な政策になっている。しかしながら、司令塔となる規制改革推進会議は、内閣府本府組織令に基づく設置期間が3年間に限られている。

規制・制度改革を切れ目なく実施していくため、規制改革推進会議を常設の組織とする必要がある。

また、企業や個人からのせつかくの提案も、各省庁の抵抗により、受け入れられない例がみられる。

規制改革推進会議を岩盤規制突破の強力なエンジンとするため、消費者庁等に付与されている“勧告権”を、規制改革推進会議に付与することを検討すべきである。

（注）勧告権が付与されている主な省庁・組織と設置根拠法

省庁・組織名	設置根拠法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法
復興庁	復興庁設置法
原子力委員会	原子力委員会設置法
食品安全委員会	食品安全基本法
人事院	国家公務員法

**【本件担当】** 日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <http://www.jcci.or.jp/>